

青森県公安委員会告示第八十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和七年六月二十日

青森県公安委員会委員長 横町 俊明

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和七年九月二十四日（水）午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和七年十月二十五日（土）午前九時から正午までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人

四 受検資格

1 青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和七年八月十八日（月）から同月二十二日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

- (二) 青森県外に住所地を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生

活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通
(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉

5 受検手数料

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 ○一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課